



**令和2年度 主幹教諭研修**

今回の研修テーマに関する法規について

第4回 リスクマネジメント  
—学校における危機管理—



**1 学校保健安全法**

**1958年（昭和33年）学校保健法**

**《学校教育法》**  
第十二条 学校においては、別に法律で定めるところにより、**幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図る**ため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

**《教育基本法》**  
第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた**心身ともに健康な国民の育成**を期して行われなければならない。

**《日本国憲法》**  
第二十五条 すべて国民は、**健康で文化的な最低限度の生活を営む権利**を有する。  
2 国は、**すべての生活部面**について、社会福祉、社会保障及び**公衆衛生の向上及び増進**に努めなければならない。

**1 学校保健安全法**

**1958年（昭和33年）：学校保健法の制定**

↓

目的：児童生徒等並びに職員の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資すること。  
※児童生徒等の健康診断、環境衛生検査、安全点検等に関する計画を立て、実行することを義務付ける。

**2008年（平成20年）：学校保健安全法に名称変更**

目的：児童生徒等及び職員の健康の保持増進並びに**児童生徒等の安全確保**を図るため、**学校における保健管理と安全管理**に関し必要な事項を定め、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資すること。

**1 学校保健安全法**

**《主な改正点》**

- 国、地方公共団体の責務を明記(第3条)  
(財政上の措置その他の必要な施策の実施、国による学校安全の推進に関する計画の策定)
- 学校の設置者の責務を明記(第4条)  
(施設設備、管理運営体制の整備充実)
- 「学校保健計画」の策定を義務化(第5条)
- 全国的な学校環境衛生基準の法制化(第6条)  
(改正前はガイドラインとして示されていた)
- 養護教諭を中心として関連教諭と連携した組織的な保健指導(第9条)
- 地域の医療関係機関等との連携による保健管理(第10条)
- 学校安全計画の策定と実施(第27条)
- 危険等発生時対処要領の作成の義務化(第29条)

**2 健康診断**

**《学校教育法》**  
第十二条 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

**《学校保健安全法》**  
第十三条、第十四条（児童生徒等の健康診断）  
第十五条、第十六条（職員の健康診断）

**《学校保健安全法》**  
第七条（保健室）  
学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、**保健室**を設けるものとする。

**2 健康診断**

<b>①就学時の健康診断</b>	実施義務：市町村教育委員会 時期：学齢簿が作成された後から翌学年の初めから4ヶ月前までの間（多くの自治体は、9月以降に対象となる児童に通知し、10月～11月に実施）	
<b>②児童生徒等の健康診断</b>	定期	実施義務：学校 時期： <b>毎学年6月30日</b> までに行う
	臨時	実施の基準 ・感染症又は食中毒が発生したとき ・風水害等により感染症の発生のおそれがあるとき ・夏季における休業日の直前又は直後 ・結核、寄生虫病その他の疾病の有無について検査を行う必要があるとき ・卒業のとき (必要な検査の項目について実施)
<b>③職員の健康診断</b>	定期	実施義務：学校の設置者 時期：学校の設置者が定める適切な時期に行う
	臨時	実施の基準 児童生徒等の臨時の健康診断の規定を準用

**2 健康診断**

事務連絡  
令和2年3月19日

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

1. 児童生徒等の定期の健康診断（学校保健安全法第13条第1項）の実施について

児童生徒等の定期の健康診断は、毎学年、6月30日までに実施することとなっているが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、**当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施すること。**

**2 健康診断**

**【小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別活動編】**

第3章 各活動・学校行事の目標及び内容  
第4節 学校行事  
2 学校行事の内容  
**(3) 健康安全・体育的行事**

① 健康安全・体育的行事のねらいと内容  
心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。  
健康安全・体育的行事のねらいは、次のとおり考えられる。  
児童自らが自己の発育や健康状態について関心をもち、心身の健康の保持増進に努めるとともに、身の回りの危険を予測・回避し、安全な生活に対する理解を深める。また、体育的な集団活動を通して、心身ともに健全な生活の実践に必要な習慣や態度を育成する。さらに、児童が運動に親しみ、楽しさを味わえるようにするとともに体力の向上を図る。  
(略)  
健康安全・体育的行事には、**健康診断**や給食に関する意識を高めるなどの健康に関する行事、避難訓練や交通安全、防犯等の安全に関する行事、運動会や球技大会等の体育的な行事などが考えられる。



### 4 学校安全



【学校安全のねらい】

児童生徒等が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えること。

### 4 学校安全

学校健康教育

- 学校保健
- 学校給食
- 学校安全

**生活安全**：学校・家庭など日常生活で起こる事件・事故を取り扱う。誘拐や傷害などの犯罪被害防止も含まれる。

**交通安全**：様々な交通場面における危険と安全、事故防止が含まれる。

**災害安全**：地震・津波災害、火山災害、風水（雪）害等の自然災害に加え、火災や原子力災害も含まれる。

### 4 学校安全

#### 学校安全の体系

《主に学校教育法に基づく》

学校安全

- 安全教育
- 安全管理
- 組織活動

各教科  
(体育科・保健体育科、生活科、社会科、理科、家庭科、技術・家庭科、道徳科等)

総合的な学習の時間、総合的な探究の時間

特別活動

- 学級活動・ホームルーム活動
- 学校行事
- 児童会活動・生徒会活動・クラブ活動

《主に学校保健安全法に基づく》

日常の学校生活での指導や個別指導

- 対人管理
  - 心身の安全管理
  - 生活や行動の安全管理
- 対物管理
  - 学校環境の安全管理

組織活動

- 教職員の組織、協力体制の確立（役割の明確化）
- 家庭との連携
- 地域の関係機関・団体との連携及び学校間の連携
- 学校安全委員会（学校安全に関する連携会議）

### 4 学校安全

#### (1) 安全教育

【小学校学習指導要領（平成29年告示）】（中学校も同様の規定）

第1章 総則

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、児童に生きる力を育むことを目指すものとする。

(3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、**安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。**また、**それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。**

## 4 学校安全

## (1) 安全教育

【小学校学習指導要領（平成29年告示）】（中学校も同様の規定）

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価等

イ **教育課程の編成及び実施に当たっては**、学校保健計画、**学校安全計画**、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、**各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。**

## 4 学校安全

## (2) 安全管理及び組織活動

【学校保健安全法】

第二十六条（学校安全に関する学校の設置者の責務）

**学校の設置者は**、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、**加害行為**、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の**施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実**その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 4 学校安全

## (2) 安全管理及び組織活動

【学校保健安全法】

第二十七条（学校安全計画の策定等）

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該**学校の施設及び設備の安全点検**、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における**安全に関する指導**、**職員の研修**その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

## 4 学校安全

## (2) 安全管理及び組織活動

【学校保健安全法】

第二十八条（学校環境の安全の確保）

**校長は**、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、**その改善を図るために必要な措置を講じ**、又は当該措置を講ずることが**できないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出る**ものとする。

**4 学校安全**

**(2) 安全管理及び組織活動**

【学校保健安全法】  
第二十九条（危険等発生時対処要領の作成等）  
学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「**危険等発生時対処要領**」という。）**を作成するものとする。**

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

**4 学校安全**

**(2) 安全管理及び組織活動**

【学校保健安全法】  
第二十九条（危険等発生時対処要領の作成等）  
3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の**心身の健康を回復させるため**、これらの者に対して**必要な支援を行うもの**とする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

**4 学校安全**

**(2) 安全管理及び組織活動**

【学校保健安全法】  
第三十条（地域の関係機関等との連携）  
**学校においては**、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

**5 学校に求められる安全配慮義務・安全保持義務と法的責任**

《学校事故発生に伴い生じる3つの責任》

	公立学校	私立学校
①刑事上の責任	過失致死罪、暴行罪、傷害罪等の刑事罰の適用	公立学校教員と同様
②民事上の責任	国家賠償法に基づく損害賠償責任（民法も補充的に適用される）	民法（709条等）に基づく損害賠償責任
③行政上の責任	地方公務員法第29条1項による懲戒処分	/

※私立学校教員に行政上の責任はないが、学校法人等の就業規則に基づく懲戒処分を受ける場合がある。

**5 学校に求められる安全配慮義務・安全保持義務と法的責任**

【日本国憲法】  
 第十七条  
 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、**法律の定めるところにより**、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

↓

【国家賠償法】  
 第一条  
 国又は公共団体の**公権力の行使**に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。  
 2 前項の場合において、公務員に**故意**又は**重大**な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。  
 第二条  
 道路、河川その他の**公の営造物の設置又は管理に瑕疵**があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

**6 災害共済給付制度**  
 《国・学校の設置者・保護者の三者による互助共済制度》

災害共済給付制度

国 学校の設置者 保護者

災害共済給付制度における共済掛金額（令和2年度以降）

学校種別	一般児童生徒等	要保護児童生徒
<b>義務教育諸学校</b>	<b>920円（460円）</b>	<b>40円（20円）</b>
高等学校（全日制）	2,150円（1,075円）	-
幼稚園	270円（135円）	-

（ ）内は、沖縄県における共済掛金

**6 災害共済給付制度**

《学校の管理下とは》

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合。
- ② 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合。
- ③ 休憩時間中に学校にあるとき、その他校長の指示・承認に基づいて学校にある場合。
- ④ 通常の経路及び方法で通学する場合。
- ⑤ これらの場合に準ずる場合として省令で定める場合。  
 （学校の寄宿舎にあるとき、住居と授業・課外指導の行われる場所を合理的な経路・方法で往復するとき等）

（独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令 第5条2項による）

**6 災害共済給付制度**

Q 次の場合、日本スポーツ振興センターの災害給付の支給対象になるか？

夏季休業中に開放した学校プールで児童生徒に事故が起きた場合。また、自宅からプールまでの行き帰りに事故が起きた場合。

### 6 災害共済給付制度

給付の対象となる災害の範囲と給付金額（令和元年5月1日現在）

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に、療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のものうち、文部科学省令で定めるもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	

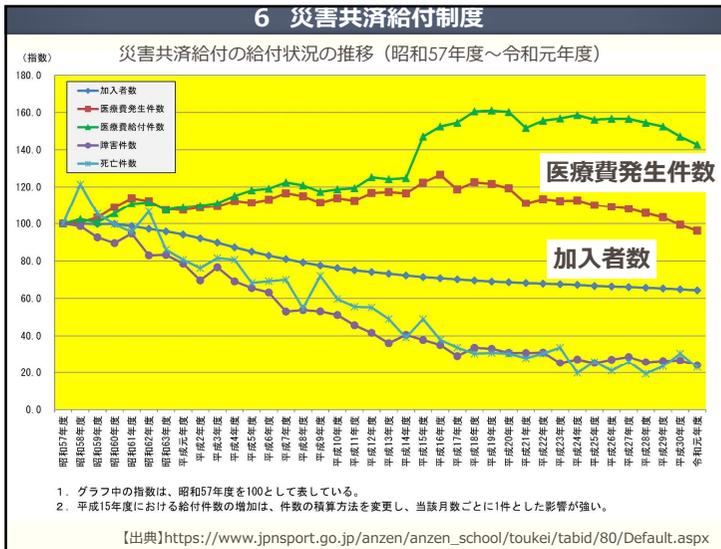
（独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令 第3条による）

### 6 災害共済給付制度

給付の対象となる災害の範囲と給付金額（令和元年5月1日現在）

災害の種類	災害の範囲	給付金額
障害	学校の管理下の負傷又は疾病が治った後に残った障害で、その程度により1級から14級に区分される	障害見舞金 4,000万円～88万円〔通学（園）中の災害の場合2,000万円～44万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 〔通学（園）中の場合1,500万円〕
	突然死	運動などの行為に起因する突然死 死亡見舞金 3,000万円 〔通学（園）中の場合1,500万円〕 運動などの行為と関連のない突然死 死亡見舞金 1,500万円 〔通学（園）中の場合も同額〕

（独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令 第3条による）



### 6 災害共済給付制度

独立行政法人日本スポーツ振興センター給付状況（平成30年度）

（体育学校安全課）

区分	医療費（負傷・疾病）		障害見舞金		死亡見舞金		合計		供花料	
	給付件数	給付額	給付件数	給付額	給付件数	給付額	給付件数	給付額	給付件数	給付額
小学校	( 1,866 ) 2,841	15,074,605	( 143 )	-	-	-	( 1,866 ) 2,841	15,074,605	-	-
中学校	( 1,871 ) 3,720	22,830,327	( 284 )	2	4,200,000	-	( 1,871 ) 3,722	27,030,327	-	-
高等学校	全日制 4,572	48,606,919	( 243 )	2	6,900,000	-	( 1,653 ) 4,574	55,506,919	-	-
	定時制 23	88,456	( - )	-	-	-	( 13 ) 23	88,456	-	-
	通信制 14	245,234	( - )	-	-	-	( - ) 14	245,234	-	-
高等専門学校	( 42 ) 107	1,802,434	( 2 )	-	-	-	( 42 ) 107	1,802,434	-	-
幼稚園	( 141 ) 228	1,343,001	( 10 )	1	1,400,000	-	( 141 ) 229	2,743,001	-	-
幼保連携型 認定こども園	( 90 ) 144	1,341,777	( 12 )	-	-	-	( 90 ) 144	1,341,777	-	-
保育所	( 344 ) 475	2,195,917	( 40 )	-	-	-	( 344 ) 475	2,195,917	-	-
合計	( 6,020 ) 12,124	93,528,670	( 734 )	5	12,500,000	-	( 6,020 ) 12,129	106,028,670	-	-

（注）1 ( )は発生件数 また、給付状況は速報値  
 2 「疾病の発生件数」欄の件数は、「医療費（負傷・疾病）発生件数」の内数再掲

【出典】<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kyoiku/gakkokyoiku/5031706/>